

中間貯蔵開始後 30 年以内に福島県外での最終処分を 完了するための取組の進捗状況に関する報告

令和 7 年 5 月 環境省

日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 120 号）附帯決議に基づき、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外での最終処分を完了するための必要な措置に係る取組の進捗状況について報告する。

環境省では、有識者による検討を踏まえ、平成 28 年 4 月、中間貯蔵開始後 30 年以内の福島県外での最終処分の完了に向け、技術開発等の取組に係る中長期的な方針として、「中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」（以下「戦略等」という。）を策定した。県外最終処分の実現に向けては、除去土壌の復興再生利用等により最終処分量を低減することが鍵であり、戦略等に沿って、減容技術の開発や再生利用の実証事業、全国民的な理解醸成等の取組を着実に進めてきた。

さらに、福島県内の除去土壌等の県外最終処分の実現に向けて、除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、令和 6 年 12 月に閣僚会合が設置された。

こうした取組の成果を踏まえ、本年 3 月に「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方」を取りまとめたところであり、今後は当該文書の別添「福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた 2025 年度以降の進め方」を工程表として取組を進めていく。

戦略等に沿って、昨年 6 月の前回の報告以降に実施した主な取組は以下のとおりである。

（１）復興再生利用の推進、最終処分の方向性に関する検討等

（ア）復興再生利用の推進に関する取組

除去土壌の復興再生利用については、放射線に関する安全性の確認や具体的な施工・管理の方法の検討・検証を行うため、福島県内において再生利用の実証事業を実施してきた。

福島県飯舘村長泥地区の環境再生事業では、農地造成が完成した一部区域において新たに水田試験等を実施し、水田等に求められる機能をおおむね満たすことや、浸透水の放射性セシウム濃度は検出下限値（1Bq/L）未満であることなどを確認した。

また、中間貯蔵施設内における道路盛土の実証事業については、放射線等の安全性に関するモニタリング等を継続して行い、施工前後の空間線量率に変化がないことなどを確認した。

こうした知見から、復興再生利用を安全に実施できることを確認している。

（イ）最終処分の方向性に関する検討

減容・再生利用技術の開発に関する取組として、これまで、分級処理技術や熱処理技術の実証等を行ってきた。熱処理後の更なる減容化のため、仮設灰処理施設で生じる飛灰の洗浄・安定化に係る基盤技術に関する実証試験を実施した。これまでに実施してきた減容技術等の実証事業の成果を整理し、

有識者の御意見を伺いながら、令和7年3月に減容技術の組合せを踏まえた県外最終処分に係る複数選択肢を示した。

(ウ) 復興再生利用基準の策定等

今後の除去土壌の再生利用と最終処分等に係る環境省の取組に対し、技術的・社会的観点から国際的な評価・助言等を行う目的で開催された「除去土壌の再生利用等に関する IAEA 専門家会合」の最終報告書が、令和6年9月に公表された。報告書では、「再生利用及び最終処分について、これまで環境省が実施してきた取組や活動は IAEA の安全基準に合致している」等の結論が述べられている。

減容技術の開発、再生利用の実証事業で得られた知見や、IAEA 等国内外の有識者からの助言等も踏まえ、除去土壌の復興再生利用や埋立処分等の基準案を取りまとめた。基準案は放射線審議会に諮問し、令和7年2月に妥当である旨の答申をいただくなど、所要の手続きを経て、基準（省令）及び関連する告示等を令和7年3月に公布した。併せて、復興再生利用の基準の解説及び除染実施者が復興再生利用を行う際の留意事項等を取りまとめた「復興再生利用に係るガイドライン」を公表した。

(エ) 全国での理解醸成活動等の実施

福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向け、減容・復興再生利用の必要性・安全性等に関する全国での理解醸成活動の取組として、県内外のイベント会場へのパネル出展や、テレビ局と連携した番組の放送、WEB メディアとのタイアップ等による情報発信を行った。

現地視察の受入や現地見学会の開催により、約 8,600 名（2024 年度）の方に飯舘村長泥地区や中間貯蔵施設を訪問していただいた。また、除去土壌の復興再生利用等の全国的な理解醸成に関する講義を大学等で実施し、約 1,600 名（2024 年度）の学生に聴講いただいたほか、学生向け現地見学ワークショップを開催する等、若い世代に対する理解醸成活動を実施した。

さらに、福島復興や環境再生の取組を世界に発信することを目的に、国際機関や海外メディアによる中間貯蔵施設等の現地視察、IAEA（国際原子力機関）年次総会・気候変動 COP のサイドイベント等を通じて、諸外国へ情報発信を行った。

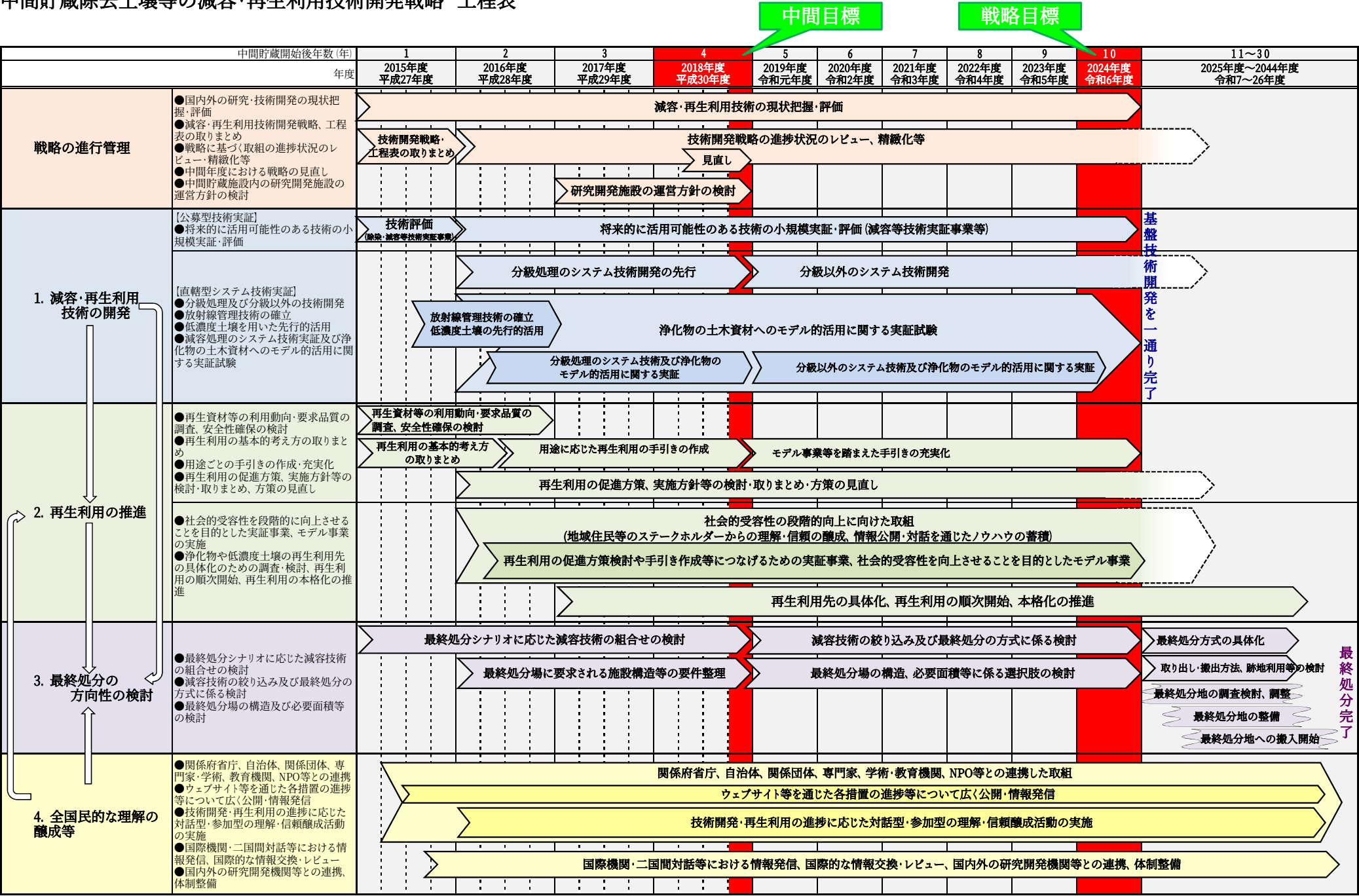
(オ) 2025 年度以降の進め方の公表

これらの戦略等に基づくこれまでの取組の成果を踏まえ、令和7年3月には、「復興再生利用の推進」「最終処分の方向性の検討」「全国的な理解の醸成等」に係る令和7（2025）年度以降の進め方を示す、「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と 2025 年度以降の進め方」を公表した。

(2) 閣僚会議の開催

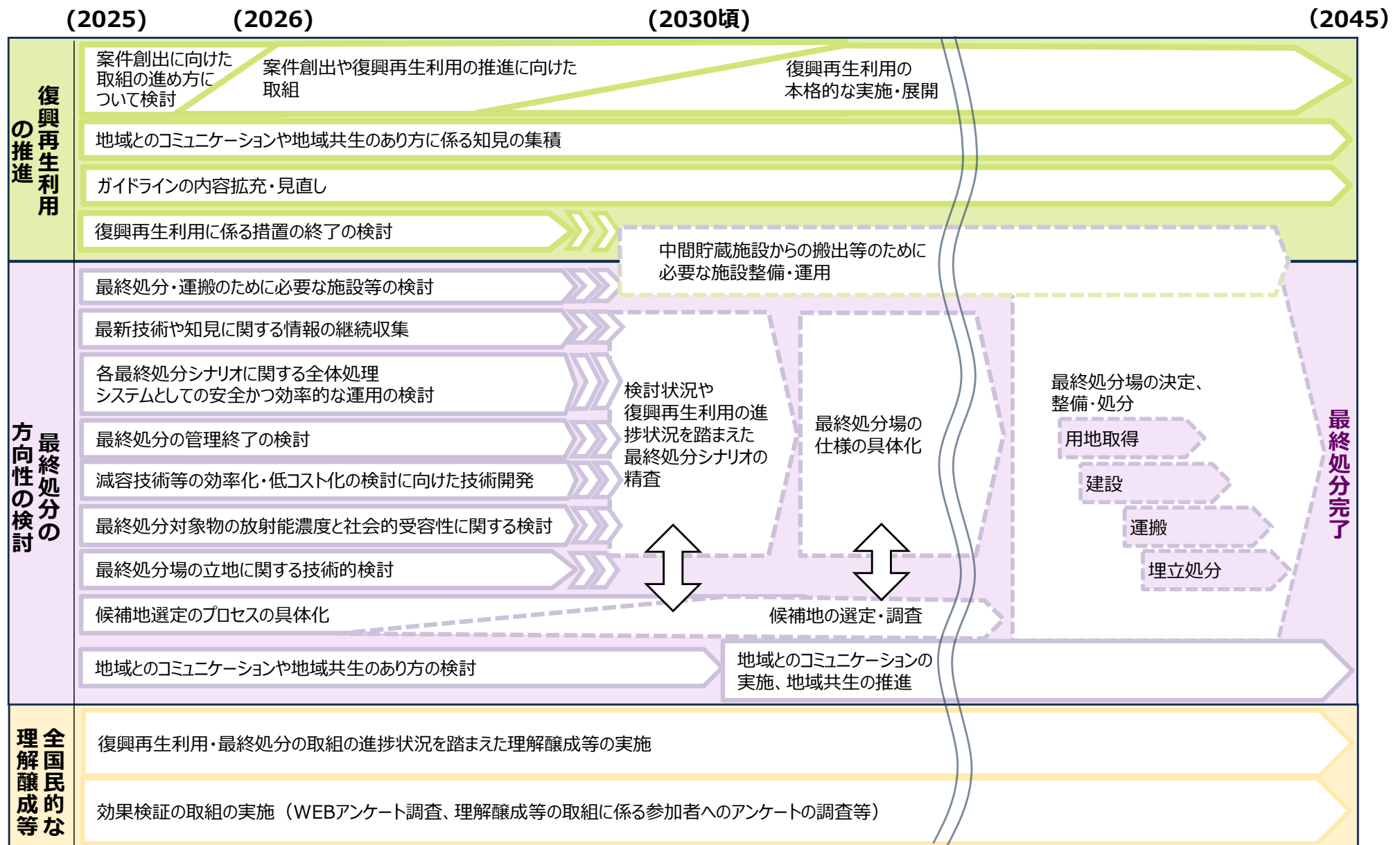
福島県内の除去土壌の復興再生利用等による最終処分量の低減方策、風評影響対策等の施策について、政府一体となって推進するため、内閣総理大臣を除く他の全ての国務大臣が構成員である「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等推進会議」が令和6年12月に設置され、令和7年5月には「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」を決定した。

○中間貯蔵除去土壌等の減容・再生利用技術開発戦略 工程表



※中間貯蔵開始後11年目から30年目にかけては、最終処分の方向性を明確化した上で、最終処分地に係る調査検討・調整、最終処分地の整備、最終処分地への搬入等を順次実施していく。

福島県内除去土壌等の県外最終処分に向けた2025年度以降の進め方



※点線は最終処分のシナリオにより工程や期間が変わり得るものを示す。

※飯館村長泥地区での事業等については継続してモニタリング等を行うとともに、御地元の協力をいただきつつ、理解醸成の場として活用。

※理解醸成のための事業の実施も検討。

※中間貯蔵施設の跡地利用等についても検討

※上記の取組の進捗状況については、IAEAによるフォローアップを受けるとともに、国際的な情報発信も行う。

（「県外最終処分に向けたこれまでの取組の成果と2025年度以降の進め方」より「別添」抜粋）